

酒々井町資材等支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民の生活環境整備について、地域の住民が自ら施工する工事に対し、予算の範囲において町がその資材及び必要な重機（以下「資材等」という。）を支給することにより、より住み良い住環境整備の推進及び地域住民等の連携を図り、住民参加型のまちづくりを進めることを目的とする。

(対象事業)

第2条 酒々井町資材等支給事業（以下「支給事業」という。）の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域住民等の受益者5名以上で行う、町道（認定外道路含む。）、農道、水路等の舗装、敷砂利、側溝敷設、横断工、水路敷設、甲蓋設置等の整備及び補修工事
- (2) その他町長が必要と認めた工事

2 前項に掲げる事業の施行に必要な資材提供及び重機の借上げ等は、住民協働課が行うものとする。

(支給事業の申請)

第3条 支給事業を申請できる者は、区長、自治会長又は町長が適当と認める団体の代表者（以下「申請者」という。）とする。

- 2 申請者は、地域住民から資材等の支給の希望があったときは、その必要性を十分確認協議のうえ、酒々井町資材等支給事業申請書（別記第1号様式）により町長に申請するものとする。
- 3 重機の使用が必要な場合は、申請時に住民協働課と協議するものとする。

(支給事業の決定及び支給)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときはこれを審査し、適当と認めたときは、酒々井町資材等支給事業決定通知書（別記第2号様式）により施工代表者に通知するとともに、必要な資材等を遅滞なく支給するものとする。

(安全確保)

第5条 支給事業の施工にあたっては、施工代表者の監督のもと、工事の安全を十分確保するものとする。

(保険の加入)

第6条 施工代表者は、作業中の事故等に備え、参加住民を対象に傷害保険に加入しなければならない。

(完了報告)

第7条 施工代表者は、支給事業が完了したときには、速やかに酒々井町資材等支給事業完了報告書（別記第3号様式）により施工前、施工中、完了後の写真を添えて、町長に報告しなければならない。

(完了検査)

第8条 町長は、前条の規定による報告書を受領したときは、事業の完了検査を行うものとする。

(庶務)

第9条 資材等支給事業に関する庶務は、住民協働課が窓口となり関係課との連携により処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(見直し)

2 町長は、この告示の施行後3年以内に、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

別記

第1号様式（第3条第2項）

年 月 日

酒々井町資材等支給事業申請書

（あて先）酒々井町長

申請者 団体名
役職等
住 所
氏 名 印

酒々井町資材等支給事業実施要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり資材等の支給を申請します。

記

施 工 種 別	町道・認定外道路	農道	水路	その他
施 工 箇 所	酒々井町	路線名		
事業の必要性				
事業内容				
施工予定年月日	年 月 日 ~		年 月 日	
受益関係	受益者数		受益面	
施工代表者	氏名		団体名	
資 材 名	規 格	数 量	単 位	備 考
重 機 使 用	使用予定重機・規格			
添 付 書 類	施工参加者名簿（別紙）、工事施工箇所位置図、保険の加入を証する書類 その他			
備 考				

付記◎完了後は、施工前・施工中・完了後の写真、実績報告書を速やかに住民協働課まで提出してください。

◎実績の内容が申請の内容と異なり、この制度の趣旨に反していると判断された場合、その分は個人負担となります。

酒々井町資材等支給事業完了報告書

（あて先）酒々井町長

施行代表者 団体名
役職等
住 所
氏 名 印

酒々井町資材等支給事業実施要綱第7条の規定により、資材等支給事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

施 工 箇 所	酒々井町	路線名	
施 工 月 日	年 月 日 ()	施工内容	
事 業 内 容	延長	幅員	その他
重 機 名 及び規格		重 機 の 稼動時間	
納品書等添付欄			

◎完了後は、1週間以内に必ず報告してください。

◎完了報告書と併せて施工前・施工中・完了後の写真を提出してください。